

IV. 都 市 下 水 路

1. 都市下水路の経緯

滋賀県の都市下水路は、昭和42年度に大津市が堅田で都市計画法事業認可を受けて以来、事業を進めてきましたが、平成11年度の草津市、長浜市を最後に、全ての市町が公共下水道に移行されています。

平成29年3月31日現在

市町名	都 市 下水路名	計 画 決 定			都市計画法事業認可		
		決定年月日	集水面積 (ha)	総延長 (m)	認可期間 (年度)	総延長 (m)	完了・継続 (移行)の別
大 津 市	堅 田	S.43.03.30	69.3	1,034	S.42～S.44	1,034	H10年度に移行
草 津 市	前 川	S.49.02.15	30	1,300	S.49～S.54	798	H11年度に移行
守 山 市	第 1 号	S.46.12.25	112.8	2,000	S.47～S.51	1,735	H10年度に移行
近江八幡市	中 央	S.46.06.10	71	1,560	S.47～S.48	1,560	S47年度に移行
栗 東 市	中 央	S.40.05.29	192	3,302	S.46～S.52	3,302	S63年度に移行
	南	S.40.05.29	171	2,120	S.40～S.46	2,120	S63年度に移行
甲 賀 市	東 幹 線	S.47.07.04	33	1,050	S.47～S.51	1,050	H 3 年度に移行
	西 幹 線	S.55.02.12	162	3,396	S.54～H.元	2,685	H 3 年度に移行
	下 山	S.59.06.30	46	1,080	S.60～H.02	740	H 3 年度に移行
	貴 生 川	H.02.11.22	24.1	1,027	H.02～H.05	269	H 3 年度に移行
	伴 中 山	H.07.08.10	91	-	H.07～H.08	210	H 9 年度に移行
	泉	H.07.08.10	25	-	H.07～H.08	1,310	H 9 年度に移行
	大原市場	S.45.05.01	45	490	S.45	490	H 6 年度に移行
東 近 江 市	長 野	S.52.05.06	34	560	S.52～S.55	560	完了
日 野 町	北 部	S.50.03.14	67	2,580	S.50～S.61	2,580	完了
	村 井	S.48.01.08	34	660	S.47～S.50	660	完了
	上 野 田	S.53.10.25	85	670	S.53～S.56	670	完了
彦 根 市	日野中部	S.58.06.10	52	1,200	S.58～S.62	1,124	S59年度に移行
	広 野	S.36.02.14	37.2	490	S.35～S.36	490	完了
	猿ヶ瀬	S.36.02.14	462.4	3,240	S.35～S.42	3,240	S56年度に移行
	京 町	S.46.06.08	56.8	680	S.46～S.53	680	S56年度に移行
長 浜 市	愛 宕	S.55.10.09	102	1,370	S.55～S.56	284	S56年度に移行
	地 福 寺	S.54.08.02	39	2,130	S.54～S.61	1,486	H11年度に移行
米 原 市	相 撲 川	S.57.11.17	82	860	S.57～S.62	770	H11年度に移行
	下 多 良	S.53.10.23	33	730	S.53～S.55	730	H 2 年度に移行
	柏原西部	S.53.07.18	40	330	S.53～S.54	330	H 2 年度に移行
多 賀 町	柏原東部	S.63.07.19	61	830	S.63～H.02	830	H 2 年度に移行
	四 手	H.04.04.15	65	2,922	H.04～H.07	2,922	H 8 年度に移行

注1：都市下水路とは、公共下水道に先立って雨水対策をする必要があるときに整備されるもの。

注2：公共下水道の雨水幹線と機能的にはまったく同じで、公共下水道の認可区域が拡大し含まれれば公共下水道の雨水幹線に移行する。

注3：都市計画決定年月日は、当初告示日。集水面積・総延長は最終。